

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

蒲郡市

### 2 構造改革特別区域の名称

蒲郡市にここ給食特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

蒲郡市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

蒲郡市（以下「本市」という。）は、本州のほぼ中央部、太平洋岸の愛知県東南部に位置し、東西 12.44 km、南北 11.64 km、海岸線延長 47.288 kmの距離を有する面積 56.92k m<sup>2</sup>、人口 80,634 人（平成 29 年 4 月 1 日現在）の市である。

南は渥美・知多の両半島に抱かれた三河湾に面し、残る三方は赤石山脈の山麓に囲まれた馬蹄形の盆地で、海岸線に沿って市街地が形成されている。三河湾一円は国定公園に指定されており、湾内には大小幾多の島々が点在している。市内の三谷・形原・西浦には温泉が湧出し、海岸一帯は海水浴に適するなど、観光資源に恵まれており、平成 17 年 3 月には「観光交流立市」を宣言した。

交通基盤は、市内を JR 東海道本線が東西に走り、蒲郡駅をはじめ 4 つの駅を有しており、東海道新幹線の豊橋駅まで約 10 分、名古屋駅まで約 40 分で接続している。また、市域の西部を名鉄蒲郡線が走り、東名高速道路の音羽蒲郡インターチェンジまで車で約 20 分、新東名高速道路岡崎東インターチェンジや中部国際空港にも近く、交通アクセスの良い地域である。

気候は温暖であり、ハウスみかん・いちご・つまものに代表される施設園芸を主体とした農業のほか、三河湾、伊勢湾などの広大な漁場で古くから水産業が営まれ、メヒカリ、ニギス、アサリなどが水揚げされている。

人口は、昭和 60 年の 85,580 人をピークに減少傾向が続いており、65 歳以上の高齢者人口は 28.8%を占め、愛知県内でも高齢化率が高い市である。また、学齢前児童数についても、平成 24 年の 4,014 人が平成 29 年には 3,616 人と 5 年間で 9.9%減少しており、本市においても少子高齢化の潮流の中にある。

こうした背景を受け、本市では、地方創生の推進による自立したまちづくりを進めていくため、平成 28 年 3 月に「蒲郡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「子育て環境の充実」を最重要課題に位置付け、事業を実施している。また、平成 27 年 3 月に策定した「蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育

所をはじめとした子ども・子育て支援事業の量的拡大及び質の確保に取り組んでいる。

本市では、平成 29 年 4 月 1 日時点で待機児童は発生していないが、共働き家庭の増加を受け、低年齢児保育ニーズが高まっており、特に 3 号認定保育ニーズの受け皿確保に力を入れている。

本市は、園区を廃止し、市内のどの保育所にも入所できるようにしているが、市内の公立保育所のうち 6 園では現在 3 歳未満児の受入れができておらず、保護者から入所を求める声が寄せられている。

その一方で、公立保育所は、昭和 40 年代建築の園舎が 9 園、昭和 50 年代建築の園舎が 6 園あり、著しく老朽化が進んでおり、平成 29 年 3 月策定の「蒲郡市公共施設等総合管理計画」に基づき、今後施設の統廃合について検討することとしている。

公立保育所の給食は、3 歳未満児については自園で調理して提供している。3 歳以上児については、3 歳未満児の受入れをしていない公立保育所 6 園を含む 15 の保育所で蒲郡市学校給食センターからの外部搬入を実施しており、最小の経費で最大の効果が期待される地方自治体において、運営の合理化を図りつつ、安全・安心な給食の提供と就学前からの一貫した食育に取り組んでいる。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

近年の社会構造の変化により女性の社会進出が進み、それに伴い家庭における養育機能の低下が指摘され、その一つとして子どもの食習慣の乱れが挙げられている。このような中、家庭の養育機能を補完し、養育者の仕事と子育ての両立支援を行う保育所の役割はますます重要となり、様々な子育て支援サービスを充実させていく必要があるが、一方で保育所運営の合理化等により、地方自治体の限られた財源を効率的に活用することが不可欠となっている。

現在、公立保育所 15 園で 3 歳以上児の給食を蒲郡市学校給食センターから外部搬入しているが、食材の一括購入や調理業務経費、施設設備の維持管理経費等の節減が図られ、保育所運営の合理化に大きな役割を果たしている。また、食育の面では、学校給食センターと保育所が連携することで、幼児期からの発達段階に応じた子どもの食に対する嗜好や食習慣を情報交換、把握することができ、幼児期からの一貫した食育につながっている。食材についても、学校給食では地産地消に取り組んでいることから、保育所単独では調達することが困難な地域食材も給食での供与が可能となり、幼児期から地元の食材に親しむことで、地域の食文化や郷土食、行事食を学び、郷土への愛着や地産地消の促進に寄与している。

本計画では、さらに 2 歳児の給食についても、蒲郡市学校給食センターからの外部搬入を実施することで、新たな保育ニーズへの対応を図り、2 歳児から 5 歳児までの子どもに安全・安心な給食の提供と就学前からの一貫した食育に取り組む。

## 6 構造改革特別区域の目標

- ① 2歳児給食の外部搬入方式を導入することにより、3号認定保育ニーズや学区内の入所ニーズを充足させ、地域での子育て支援や就学に向けた切れ目のない支援につなげる。
- ② 3歳児から5歳児までの外部搬入方式と合わせることで、経費の節減を図り、保育所運営の合理化を進める。
- ③ 保育所や学校給食センター等関係機関が連携して食育に取り組み、2歳児からの正しい食生活の定着と健やかな成長に努める。
- ④ 給食に地元食材を活用することで、2歳児から地元の食材に慣れ親しむ環境を提供し、地産地消の促進につなげる。
- ⑤ 2歳児の給食を外部搬入によって安定的に提供することで、公立保育所における給食の外部搬入方式の全国展開につなげる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 2歳児給食の外部搬入方式を導入することで、新たに3号認定保育ニーズの受け皿の確保ができ、高まっている低年齢児保育ニーズに対応することができる。また、2歳児保育を実施していない保育所への入所を促進することができ、就学に向けた切れ目のない保育が実現する。
- ② 学校給食センターが一括して食材等を大量購入し、調理することで、材料費・人件費・光熱水費等、給食の調理に係る経費が節減され、保育所の効率的な運営が実現する。
- ③ 衛生面や安全面で設備の整った大型調理施設で調理された給食を供与することで、養育者が安心して子どもを預けられる環境を提供することになり、少子化の抑制や子育て家庭の仕事と子育ての両立支援に資する。
- ④ 2歳児からの一貫した食育と地産地消に取り組むことは、子どもの正しい食習慣を形成することになり、また、2歳児から地元の食材に慣れ親しむことは、郷土への愛着を深め、将来的な地産地消につながるようになる。また、生産者にとっては、生産物が地元で購入・消費されることで、収入の増加と生産意欲の高揚等の効果が生まれる。

## 8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別紙

### 1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

蒲郡市内の公立保育所 6 園

蒲郡市立東部保育園、蒲郡市立塩津保育園、蒲郡市立大塚保育園、  
蒲郡市立大塚西保育園、蒲郡市立形原北保育園、蒲郡市立塩津北保育園

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成 30 年 4 月 1 日

### 4 特定事業の内容

特例措置の適用を受けようとする公立保育所 6 園の 2 歳児の給食を、蒲郡市学校給食センターで調理して搬入する外部搬入方式とすることで、2 歳児保育を実施する。同園の 3 歳児から 5 歳児までの給食は、すでに蒲郡市学校給食センターから搬入しており、一体的な運営を行う。

保育所には用務員 1 名を配置し、食物アレルギーを持つ園児にも柔軟に対応する。

学校給食センターには、園児用の調理用器具類・食器等を適宜補充するものとし、消毒等については、学校給食と同様に消毒し、洗浄保管するものとする。

### 5 当該規制の特例措置の内容

公立保育所における給食の外部搬入の実施に当たっては、「保育所における食事の提供について（平成 22 年 6 月 1 日雇児発 0601 第 4 号）」の留意事項を遵守する。

(1) 外部搬入を実施する保育所調理室として必要な調理機能を有することについて

各保育所の調理室の面積及び主な設備は以下のとおりであるが、各保育所とも加熱設備としてガステーブル等、保存設備として冷蔵庫及び冷凍庫が備え付けており、再加熱や冷蔵・冷凍、配膳は可能である。

<保育所調理室の概要>

施設名	調理室 面積 (㎡)	加熱設備	保存設備		その他		
		ガス テーブル	冷蔵庫	冷凍庫	調理台 配膳台	保管庫	給湯器
東部保育園	16.20	3口	1台	1台	2台	1台	1台
塩津保育園	19.44	2口	1台	1台	2台	1台	1台
大塚保育園	19.44	2口	1台	1台	3台	1台	1台
大塚西保育園	11.34	2口	1台	1台	2台	1台	1台
形原北保育園	38.88	2口	1台	1台	5台	2台	1台
塩津北保育園	9.72	2口	1台	1台	2台	1台	1台

(2) 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守について

蒲郡市学校給食センターの給食調理業務は、民間の事業者にも業務委託しており、3歳児から5歳児までの公立保育所の給食についても委託契約を締結している。

契約内容は、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」の内容を遵守している。

外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を遵守している。運搬容器の衛生管理についても「学校給食衛生管理の基準」に従い、衛生管理に努めている。

調理方式については、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーブ方式により実施している。

給食の運搬は、専用の運搬車を使用し、密閉できる専用コンテナに収納して行い、保育所にいる用務員が受領している。保育所内の調理室にて配膳時間まで適切に保管した後、各クラスまで運び、配膳している。給食は、調理完了後、2時間以内に喫食している。使用したコンテナや食缶は、徹底した洗浄を行い、十分な消毒後、厳重に保管している。

蒲郡市学校給食センターは、食品管理の国際手法HACCPを導入し、ドライシステムの下、汚染作業区域と非汚染作業区域を完全分離して、二次汚染防止対策を講じている。また、衛生・安全の確保に努め、食品の温度管理、調理員・栄養士の研修、健康管理を行い、保健所の指導、助言等に従い適正に運用している。

特例措置の適用を受けようとする公立保育所6園の2歳児の給食についても、上記と一体的な運営を行う。

<蒲郡市学校給食センターの概要>

面積	3,422.10 m <sup>2</sup>
職員配置数	学校栄養職員 3 名、事務職員 5 名、給食配送運転手 9 名 調理員 15 名（平成 27 年 1 月 16 日給食調理業務委託）
調理能力	8,100 食／日
主な厨房設備	冷凍室、冷蔵庫、フードスライサー、ミキサー、フードカッター、器具消毒保管庫、煮炊き釜、ガス回転釜、真空冷却機、ガステーブル、自動フライヤー、アレルギー専用室等

<給食の配送計画>

（配送） 学校給食センター出発～保育所～学校給食センター到着

時刻	1号車	2号車	3号車	4号車
9:00	調理開始			
9:55	調理完了			
10:00	給食センター出発			
10:05		給食センター出発	給食センター出発	給食センター出発
10:15			東部保育園 (11:40 喫食)	
10:25	形原北保育園 (11:40 喫食)			
10:30		塩津北保育園 (11:20 喫食)		
10:40		塩津保育園 (11:50 喫食)		大塚西保育園 (11:40 喫食)
10:50				大塚保育園 (11:45 喫食)
10:55		給食センター到着	給食センター到着	
11:10				給食センター到着
11:15	給食センター到着			

(回収) 学校給食センター出発～保育所～学校給食センター到着

時刻	5号車	6号車	7号車	8号車
12:45				給食センター出発
12:55		給食センター出発	給食センター出発	
13:00	給食センター出発			
13:10	東部保育園			
13:15			大塚西保育園	
13:25			大塚保育園	
13:30	給食センター到着	塩津北保育園		
13:35				形原北保育園
13:40		塩津保育園		
13:45			給食センター到着	
13:55		給食センター到着		給食センター到着

(3) 子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることについて

外部搬入により給食を提供する2歳児の食事の内容は、3歳児から5歳児までのメニューと同一とし、2歳児が喫食できる献立を作成する。また、年齢に応じて大きさ、分量等を調整する。

体調不良児、アレルギー児等への対応については、保育所内に用務員1名を配置し、保育士、用務員及び栄養士が協議し、量の調整、主食をやわらかくする、アレルギー食材は除去を行う等、保育所内の調理室で子どもに合わせた対応をすることが可能である。

(4) 食育プログラムに基づき食事を提供することについて

本市では、公立保育所の食育計画を策定し、子どもの年齢等発育・発達過程に応じて食に関し配慮している。